

記載例② 退職の場合（未徴収税額を個人へ請求）

給与支払報告書 にかかると 給与所得者異動届出書
特別徴収

提出用

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

受付印 ●●年12月1日 給与所得者	あさぎり町長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称(氏名)	〇〇〇株式会社 あさぎり営業所 ⑩				特別徴収義務者指定番号	01234567			
			所在地(住所)	あさぎり町免田東〇〇〇〇番地				整理番号	00003			
			法人番号					担当者	課	総務課		
							氏名	深田今日子				
							電話	(0966) 45-7212				
フリガナ	アサギリ シロウ		(a) 特別徴収税額(年税額)	(b) 徴収済額	(c) 未徴収税額(a)-(b)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職までの給与支払額(賞与含む)			
氏名	朝霧 二郎		円	月分まで	円	●●.11.30	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続(給与差引継続) 2.一括徴収(残額一括給料引) 3.普通徴収(残額個人請求)	2,070,000 円			
生年月日	昭和・平成 50年10月5日		183,600	円	30,600				控除社会保険料			
個人番号			91,800	円					314,039 円			
異動後の住所	あさぎり町岡原北〇〇〇〇											

↑※異動事由が「退職」のとき記入する

◎一括徴収する場合

一括徴収の申出 年 月 日	一括徴収予定額			一括徴収した税額は __月分と一緒に __月 日に納入 します。
	徴収予定月日	徴収予定額	合計(上記(c)と同額)	
	・	円	円	
	・	円		

※1月1日以降の退職者は本人からの申し出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。(地方税法321条の5)

※なお、1月1日以前の退職者についてもできるだけ一括徴収をお願いします。注)退職日が12月31日以前の場合も本人の申出により一括徴収することができます。

◎転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。

転勤先	所在地	転勤先の担当者	課	
	名称		氏名	
			電話	
		備考		

※市町村処理欄			
年度	入力	通知	切替
現年度			
新年度			

◎連絡事項・要望等ございましたらご記入ください。